

五條市食肉処理加工施設指定管理者募集要項

第1 募集の趣旨

農林産物の被害の防止を目的として捕獲したイノシシ及びニホンジカの処理体制を円滑にまた安全に遂行し、捕獲した食肉を地域の資源として捉え有効活用するため、五條市食肉処理加工施設「ジビエール五條」を設置しました。その設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び五條市食肉処理加工施設設置条例の規定に基づき、創意工夫のある提案を示す指定管理者を次のとおり募集します。

第2 施設の概要

- 1 名称 五條市食肉処理加工施設
- 2 所在地 奈良県五條市阪合部新田町304番8
- 3 概要

敷地面積	1,400㎡
延床面積	77.4㎡
構造	鉄骨建物1階建

第3 募集に際しての諸条件

1 管理の基準

(1) 開館時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、五條市食肉処理加工施設設置条例第7条第3項の規定に基づき、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間の変更をすることができるものとします。

(2) 休業日

- ① 日曜日及び土曜日。
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
- ③ 12月29日から翌年の1月3日まで。
- ④ ただし、五條市食肉処理加工施設設置条例第8条第2項の規定に基づき、管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができます。

2 指定の期間

令和7年1月1日から令和12年3月31日まで(5年3か月間)

3 業務の範囲

(1) 基本的な業務

指定管理者が行う業務の範囲は下記のとおりとし、その詳細は「五條市食肉処理加工施設管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）で定めるとおりとします。

- ア 捕獲された個体(以下「個体」という。)の受入れ及び解体精肉処理
- イ その他市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者は、事前に五條市の承認を得て施設を活用し、加工した肉の販売やペットフード等の製造販売などの自主事業を実施することができます。なお、次に掲げる事業については、施設の利用促進を図るために必ず提案、実施してください。

- ア 施設で解体した獣肉の特産品化

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 施設・設備の修繕について

施設及び設備の適切な維持管理のために、修繕及び各種設備の点検等を行うものとします。修繕については、市と協議を要します。修繕の実施の要否については市が判断します。

費用については、経年劣化等に伴う軽微な補修や、性能・機能の回復などについては指定管理者が負担するものとし、施設本体の資産価値の向上又は耐用年数の延長となる修繕については、市が負担するものとします。

市への申し出なく行われた修繕については、すべて指定管理者が負担するものとします。

なお、市は施設、設備に通常有すべき安全性を欠いていると認める場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠くおそれがあると認める場合は、指定管理者に修繕の実施を命じることがあります。

なお、詳細は、別途締結する協定書で定めます。

② 管理施設・設備・備品等の損傷等について

指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた管理施設・設備・備品等の故障・損傷等については、指定管理者が自らの経費で速やかに修繕してください。

(4) その他

上記に掲げるもののほか、五條市食肉処理加工施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務及びその他市長が必要と認める業務。

4 指定管理者に求める事項

(1) 事業計画等の提出

各年度の事業計画、収支計画等を、毎会計年度開始の1ヶ月前までに提出してください。ただし、指定期間の初年度については、基本協定の締結後、すみやかに提出してください。

(2) 指定管理例月業務報告書等の提出

業務の進捗状況等を記載した「指定管理例月業務報告書」を、翌月10日までに提出してください。

(3) 利用者アンケートの実施及び結果報告

指定管理者は、利用者の意見や要望を把握するため、提供するサービス等に関する利用者アンケートを実施してください。また、その結果について、業務に反映させるよう努めるとともに、定期的に報告してください。

(4) 自己評価シートの提出

毎年度終了後、指定管理例月業務報告書、利用者アンケート結果等をもとに自己評価シートを作成し、5月上旬に（最終年度は4月末までに）提出してください。自己評価の結果、業務内容に改善点があると認められた場合は、指定管理者は利用者へのサービス向上のため、改善策を講じなければなりません。

(5) 指定管理者業務報告書等の提出

毎会計年度終了後、指定管理業務に係る指定管理者業務報告書（内容としては、管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、維持管理経費の収支状況等を予定していますが、詳細は別途締結する協定で明記します。）を作成し、当該会計年度の翌年度の4月末までに提出してください。

(6) 業務実施状況の確認と改善指示

事業実施報告書等の報告に基づく確認のほか、管理業務が適正に行われているかの状況確認のために、随時施設への立入りや説明を求め、その結果、必要と認めるときは業務の改善等の指示を行うことがあります。

(7) 帳簿等の備え付け

指定管理業務を行うにあたっては、仕様書に記載のとおり帳簿等を作成のうえ備え置くとともに、市から要求があったときは閲覧等に応じていただきます。

(8) 監査委員等による監査

指定管理者が市の監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人等による監査の対象となった場合は、監査を受けていただきます。

(9) 資料等の提出要求への対応

地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、市が必要であると認め資料等の提出を求めた場合は、誠実に対応していただきます。

(10) 五條市情報公開条例との関係

指定管理者から市へ提出いただいた事業報告書等の文書は、市に対する情報公開請求手続きを通じて情報公開の対象となります。

(11) 個人情報の保護

業務の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び五條市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護してください。

(12) 業務の再委託

指定管理者は業務の全てを一括して第三者に委託することはできませんが、部分的な業務（設備点検、清掃、警備等）は市と事前に協議し、承認を受けて専門の事業者へ委託することができます。

(13) 職員の雇用及び就業等

- ① 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障が生じないように、適切な雇用形態に基づく職員配置を行うものとする。
- ② 職員の資質を高めるための研修や、管理業務に必要な知識の向上に努めること
- ③ 緊急時対策、防犯及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導及び訓練を実施すること
- ④ 災害時においては、利用者及び周辺住民への告知及び避難誘導に迅速に対応すること
- ⑤ 個人情報保護を職員に周知徹底し、個人情報の管理を厳しく行うこと

(14) 保険の加入

① 火災保険

市は、当該施設についての火災保険に加入し保険料を支払うものとします。

ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

② 施設損害賠償責任保険

指定管理者は、次の水準以上の施設損害賠償責任保険に加入することとします。

- ・対人賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- ・対物賠償 1事故につき500万円

③ その他

指定管理者が自己の責めに帰すべき事由により負担する修繕費を担保するために保険等に加入する場合は、指定管理者の負担とします。

(15) モニタリング等

指定管理者は、管理運営の適正化等を図るため、利用者アンケートを実施するとともに、モニタリングシートに記載し、市に提出するものとします。市はこれを基に実地調査を行うことがあります。なお詳細は、別途協定書で定めます。

5 業務の役割分担一覧表

指定管理者と五條市の業務等の分担は下表の区分により行うこととします。

内 容		指定管理者	五條市
施設の保守点検（法定点検を含む）		◎	
施設の維持管理(備品を含む)		◎	
安全衛生管理		◎	
施設の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	◎	
	上記以外	協議事項	
利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	◎	
	上記以外	協議事項	

施設の小規模修繕(性能・機能の回復程度のもの)	◎	
施設の大規模修繕 (資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)		◎
個々の業務の委託発注	◎	
火災保険の加入		◎
施設損害賠償責任保険等の加入	◎	
五條市食肉処理加工施設の法的管理(目的外使用許可等)		◎
五條市食肉処理加工施設の管理運営 (企画調整、利用指導、案内、警備、利用促進活動等)	◎	
日常利用に対する要望への対応	◎	
災害時の応急的対応 (待機等連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置)	◎	
災害時の施設等の復旧		◎

※ 備品の更新等購入を要するものについては、原則として指定管理者が購入するものとし、購入にあたっては事前に市と協議することとします。

※ 指定管理者が購入及び更新した備品の帰属先については、別途協議することとします。

※ 指定管理者の所有に属するものを五條市食肉処理加工施設において使用する場合は、市と協議することとします。

6 管理に要する経費

指定管理者は、施設の管理に要する経費を、自主事業及び民間収益事業による収入によって賄うこととします。

(1) その他

① 年度区分

経理は会計年度（4月1日から3月31日までとします。）毎に区分すること。

② 会計区分

指定管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計と区分して整理してください。

7 管理経費

① 事業計画書の収支予算書に掲げる収支を超える収益の精算

指定管理者が経営努力により経費の削減や入館者数の増加を図った結果、指定管理者に利益を生じた場合は、指定管理者の収益とします。

② 事業計画書の収支予算書に掲げる収支の不足額の補填

自主事業等の収入実績の減少、管理経費の増加などにより、事業計画書の収支予算書に掲げる収支に不足額を生じた場合、市は特別な事情があると認めない限り、補填

は行いません。

8 損害賠償義務

指定管理者は故意または過失により施設等を損傷し、または滅失したときは、指定管理者の負担により原状回復しなければなりません。また、市に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければなりません。

また、業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではありません。

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

9 違約金

選定委員会の候補者決定後における指定管理者等の指定の取り消し、辞退及び撤退があった場合は、違約金として30万円を、請求を受けた日から30日以内に市に支払うものとします。

第4 申請の手続

1 応募資格

指定管理者の指定を受けようとするものは、仕様書等に掲げる業務を確実かつ円滑に遂行することのできる法人その他の団体で次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、地方税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (3) 募集開始日から指定期間の開始日までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例(平成24年3月五條市条例第7号)第2条第2号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)である。

- ② 暴力団(五條市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに、単独で申請した団体がグループの構成員となったり、複数のグループにおいて同時にグループの構成団体となっていないこと。
- また、グループの代表団体は、五條市内に事務所を置く団体とするとともに、主に運営管理を行うものとします。
- (7) 個人での応募はできません。

2 提出書類

申請にあたっては、以下の書類等を市に提出していただきます。

※ヒアリングは団体名を伏せて行うため、以下②及び③については申請者名を記載しないでください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

- ① 五條市食肉処理加工施設指定管理者指定申出書(別記様式1(規則様式第1号))
- ② 指定管理者事業計画書(別記様式2(規則様式第2号))
※申請者名を記載しないでください。
- ③ 五條市食肉処理加工施設収支予算書(別記様式3(規則様式第3号))
※申請者名を記載しないでください。
- ④ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ⑤ 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑥ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書
- ⑦ 申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表等団体の財務状況及び活動の内容を明らかにすることができる書類
- ⑧ 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類(別記様式4)
- ⑨ 代表者及び役員の氏名、住所、略歴を記載した書類
- ⑩ グループを構成し応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類(別記様式6)
- ⑪ 人員配置計画(様式7-(1))勤務ローテーション(様式7-(2))
- ⑫ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式8)
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

3 提出部数

正本1部、副本1部、選定委員審査用8部(副本及び選定委員審査用は正本の複写で、A4サイズに統一して下さい。)

※ 選定審査委員用8部の提出につきましては、正本、副本の書類確認後とします。提出日は申請の際にお知らせします。

4 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布期間 令和6年5月1日(水)～5月31日(金)(土・日・祝日を除く)
各日午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 五條市役所産業環境部農林政策課

(3) インターネット参照

ホームページアドレス <http://www.city.gojo.lg.jp>

5 募集要項説明会及び現地説明会の開催

(1) 募集要項説明会及び現地説明会

日時：令和6年5月15日(水)午前10時00分から

場所：五條市阪合部新田町304番8 五條市食肉処理加工施設

(2) その他

参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。連絡がない場合は参加できません。

1団体につき3名までとします。(グループで申請する場合も同様とします。)

6 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年5月1日(水)から5月14日(火)午後4時まで

(2) 受付方法等

質問書(様式5)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出して下さい。

回答は、随時FAX又は電子メールで行うとともに、五條市のホームページに掲載します。

・FAX 0747-22-8210

・電子メールアドレス tyoju@city.gojo.lg.jp

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

7 提出方法及び提出先

(1) 受付期間 令和6年5月1日(水)～5月31日(金)(土・日・祝日を除く)
各日午前9時から午後5時まで

(2) 提出先 〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号
五條市役所産業環境部農林政策課

(3) 提出方法 持参又は郵送にて提出してください。

※ ただし、郵送の場合は書留郵便により、最終日の午後5時までに必着のこと。

8 留意事項

- (1) 提案は、応募一団体又は一グループにつき一提案とします。
- (2) 一度提出された書類は、これを変更することはできません。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は又は申請に際して公正な競争を制限する行為を行った場合は、失格とします。
- (6) 申請等に要する経費は申請者の負担とします。

第5 選定方法

1 選定の進め方

令和6年6月下旬に開催する五條市指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各選定委員が「3選定の審査基準」に沿って評価し、その結果を基に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

応募者が1団体又は1グループのみであった場合にも、応募資格に適合しているかどうか、事業計画書の内容等が選定基準に適合しているかどうか等について、指定管理者候補選定委員会において審査します。

2 選定委員の構成

選定委員は五條市指定管理者候補選定委員会設置要項に基づく委員で構成することとしています。

3 選定の審査基準

選定の審査基準及び配点は次のとおりとします。

指定管理者候補者は、選定委員会における審査が一定の評価に達した団体を選定するものとします。

なお、一定の評価とは、審査得点が100点満点換算で70点以上であることとします。一定の評価に達した団体のうち、最も審査得点の高い団体を候補者として選定するものとし、一定の評価に達した団体がいない場合は、候補者なしとします。

また、指定管理者候補者の取り消しや辞退等も想定されることから、一定の評価に達した団体の中で指定管理者候補者の次に評価点の高い団体を次点の候補者として予め選定委員会において決定します。(次点候補者の有効期間は、指定管理者候補者が、選定委員会において指定管理者候補者と決定した日から6か月間とします。)

審 査 基 準	配 点
(1) 捕獲したイノシシやニホンジカの受け入れ体制が確保されていること。 ①効率的な受け入れ体制が図られるか ②安全で衛生的な受け入れが可能か	10点
(2) 受け入れた個体の処理加工を安全に実施できるかどうか ①ガイドラインに基づいた利用計画が策定されていること ②安全で衛生的な加工処理が可能な提案か ③安全で衛生的な販売が可能な提案か	30点
(3) 施設の設置目的や効果を最大限に発揮できる提案であること。 ①市の管理運営方針への適合性 ②施設を活用するための具体的手法及び期待される効果	30点
(4) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、確保できる見込みがあること。 ①管理責任及び管理体制は明確になっているか ②安定的な管理を行うための人的能力の適格性 ③安定的な管理を行うための運営能力の適格性 ④安定的な運営が可能となる経理基盤の適格性	20点
(5) 安全管理及び緊急時対応及び苦情トラブル等に取り組む体制が確立されていること。 ①安全管理、緊急時対応の体制 ②持ち込み者からの苦情対応の体制	10点

4 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、市のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

5 指定管理者の指定

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、五條市議会へ指定管理者の候補者を指定管理者とする議案を提出し、議決を経て指定管

理者を指定することになります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

五條市議会の議決が得られない場合等指定管理者の指定を行うことができない場合においても、指定管理者の候補者が施設の運営事業に関して支出した費用等については、市は一切補償しません。

第6 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補者に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 管理の開始までに、確実に事業が履行される見込みがないと認められる場合
- (8) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (9) その他不正な行為があった場合

第7 指定後の手続

1 協定の締結

業務内容に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議のうえ、協定を締結します。協定の主な内容は下記のとおりです。

- (1) 業務内容に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 事業計画書、事業報告書等に関する事項
- (4) 管理業務に係る責任分担等に関する事項
- (5) 個人情報保護に関する事項
- (6) その他指定の取消等に関する事項
- (7) その他の事項

2 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (2) 財政状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

3 引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に業務ができるよう、協定締結後速やかに現在の指定管理者との間で引継ぎを行うものとします。

第8 指定管理者の取り消し、辞退及び撤退への対応

指定管理者等を取り消された団体、又は己の責めに帰すべき事由により撤退をした団体は、その日から3年間当該施設の応募ができないものとします。

第9 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

令和6年	5月1日(水)～5月31日(金)	募集要項及び仕様書の配布
	5月1日(水)～5月14日(火)	質問の受付
	5月1日(水)～5月31日(金)	申請の受付
	5月15日(水)	募集要項説明会及び現地説明会
	6月中旬～下旬	応募団体へのヒアリング
	6月中旬～下旬	指定管理者の候補者の選定
	9月(9月議会)	指定管理者の指定の議決
	10月から	協定の締結、事務の引継ぎ
令和7年	1月1日	指定管理者による管理の開始

第10 様式

- (1) 五條市食肉処理加工施設指定管理者指定申請書(別記様式1(規則様式第1号))
- (2) 五條市食肉処理加工施設指定管理者事業計画書(別記様式2(規則様式第2号))
- (3) 五條市食肉処理加工施設収支予算書(別記様式3(規則様式第3号))
- (4) 申請者の概要を記載した書類(別記様式4)
- (5) 質問書(別記様式5)
- (6) グループ協定書(別記様式6)
- (7) 人員配置計画(様式7-(1))
- (8) 勤務ローテーション(別記様式7-(2))
- (9) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(別記様式8)
- (10) 指定管理者モニタリングシート(別記様式9)

お問合せ先

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市 産業環境部 農林政策課 森林係

担当 南・西川

TEL 0747-22-4001 (内線390)

FAX 0747-22-8210